

令和4年度いじめ防止基本計画の評価と改善について

都城工業高等専門学校

令和5年11月30日現在

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	実施した。	全教職員（非常勤含む）に対して「いじめ防止等基本計画に係るセルフチェック（MicrosoftForms）」を行っており、いじめの定義についても確認している。セルフチェックの回答は学生課にて集約しているため、教職員それぞれの理解度を確認することができる。	令和5年9月～10月に実施、回答率94%。
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的（2か月に1回）にいじめ事案（いじめの疑いを含む）の報告があるかを確認し、報告がある場合には委員会を開催した。	令和5年度も定期的に委員会を開催し、情報共有している。	11月末までに計6回を開催。
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施した。	2回の研修を実施した。	令和5年9月に2回実施。
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	周知した。	令和5年度も周知した。	令和5年4月に周知。
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	周知した。	令和5年度も周知した。	令和5年4月に周知。
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	担任へ面談を実施して状況を確認し、必要に応じて報告するよう依頼した。	令和5年度も周知・徹底した。	令和5年4月、6月に依頼。
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	定めている。	令和5年度も周知した。「事実関係を把握するための調査」についてはいじめ防止等基本計画等で定めている。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	関係する教職員間で共有できている。	共有体制を構築しており、共有を行うよう関係教職員に周知している。	-
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	検証及び反映している。	令和4年度の点検をもとに令和5年度のいじめ防止プログラム等を作成し、このプログラム等に沿って実施している。	令和5年3月末に点検・評価及び令和5年度いじめ防止プログラムを作成。
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回以上実施し、関係する教職員間結果を共有できている。	今年度も学生相談支援室やいじめ対策委員会等でアンケートを実施している。	令和5年11月末までに3回実施（5月、8月、10月）。12月～1月に4回目を実施予定。
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	共有できている。	学生相談支援室を經由して、情報を相互に共有している。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	実施している。	いじめに関連して、ゲートキーパー養成の研修を実施した。	令和5年7月、10月に実施。
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	研修においての説明や、アンケートの冒頭に記載するなどして理解を促している。	アンケートに記載するなどして理解を促した。	令和5年8月、12月～1月（予定）に説明。
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学校が設定したいじめ防止週間に合わせて、学生会が高専祭にていじめ防止川柳大会を開催し、高専祭期間中に投票にて最優秀賞を決定してホームページ等で周知した。	学生会がいじめ防止週間を設定し、いじめ防止川柳大会を開催する予定。	令和5年12月に実施予定。
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	周知した。	令和5年度も周知した。	令和5年12月に掲載。
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	伝えている。	保護者にお伝えしている。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協体制を築いている。	令和4年度は実施していないが、令和5年度以降は評議員会での学校いじめ防止等基本計画の説明等が行えるよう調整している。	評議員会で内容を説明するための準備を進めている。	令和6年3月に開催予定。
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	本校の危機管理体制を定めて対応している。	連携体制を確認し、対応している。	-